

公布された規則のあらまし

佐賀県営土地改良事業分担金等条例施行規則の一部を改正する規則（規則第4号）

- 1 基幹水利施設ストックマネジメント事業に係る分担金の率を改めることとした。（別表第1関係）
- 2 その他所要の改正を行うこととした。
- 3 この規則は、公布の日から施行し、1については、平成30年度分の分担金から適用することとした。